

現場実習のご協力について

天草養護学校

平成23年度 熊本県立天草養護学校 研究発表会 1次案内

研究テーマ「一人一人がかがやくキャリア教育」(平成21～23年度)

開催日時:平成23年12月9日(金) 午前10時～午後4時(予定)

「働く」とは、人に必要とされ、人の役に立つこと。
そのために、一所懸命頑張れば、
なんかに応援してもらえる。
私は、このことを知的障害者に教えてもらいたいです。

WAVE出版
大山泰弘「働く幸せ」より

天養×キャリア教育

「研究発表&
ポスターセッション」



21年度より、教員の資質向上、キャリア教育の視点からの授業、地域や関係機関との連携など、幅広く取り組んできました。3年間では全体を十分に深めることは困難ですが、その中で重点的に取り組んできたこと、取り組む過程見えてきた課題があります。今回の研究発表の中で、その一端でも伝えることができたと思います。この3年間、学校全体、または各学部で取り組んできた実践について、全体での説明とポスターセッションという形で発表します。

「公開授業&
天養クリーンタイム」



今回の公開授業は
○小学部 生活単元学習
「チャレンジタイム」
○中学部 総合的な学習の時間
「進路学習 天草クリーン
カンパニー パートⅢ」
○高等部「作業学習」
農芸 窯業
木工 紙工 の4班

それぞれ、発達段階や実態に合わせた取り組みです。

また、2年前から全校で取り組んでいる「天養クリーンタイム」についても公開します。

「講演」
日本理化学工業株式会社
会長 大山泰弘 氏



写真提供：WAVE出版

1960年、はじめて知的障がい者を雇用して以来、一貫して知的障がい者雇用を推し進め、1975年には、川崎市に日本初の知的障がい者多数雇用モデル工場を建設。現在社員の7割が知的障がい者。製造ラインをほぼ100%を知的障がい者のみで稼働できるように、工程に様々な工夫を凝らし、今やチューク業界トップの会社の設立者。「日本でいちばん大切にしたい会社」などでも紹介された日本理化学工業の大山泰弘氏をお招きしての講演です。

熊本県立天草養護学校

〒863-0005 熊本県天草市本町新5972番地
TEL 0969 23 0141 FAX 0969 22 5673
E-mail amakusa-school@kumamoto.lg.jp
江戸：教頭 齋藤 研究部長 松下

「現場実習」にご協力ください。

熊本県立天草養護学校とは・・・

私たちの学校は知的に障がいのある子どもたちが学ぶ学校です。年齢に応じて小学部・中学部・高等部に分かれ、現在58名の子供たちが通ってきています。

小学部では身辺自立。中学部と高等部では卒業後の社会参加をめざし、はたらく活動を中心に学習を行っています。農作業・室内軽作業・木工製品作り・焼きもの作り等の作業を通じて、社会人として必要な力を養っています。



木工作業の様子

現場実習の目的

- 日ごろの学習の成果を実際の職場で試します。
- 職場や地域の方とのコミュニケーションについて学びます。
- 社会のルールやマナーを学習します。



実施時期・時間

実施時期

6月または11月に10日間程度

時間

平日 8:30～16:00 の中で

※詳しい時間等については、各事業所様と相談のうえ決定させていただきます。



スーパーにて青果の袋詰め

老人ホームにて清掃・配膳補助



お願いするにあたって

- それぞれの職場の方針にあわせてご指導をお願いします。
- 必要であれば本校職員が同行して実習することもあります。
- 賃金・報酬はいただきません。
- 経費（昼食代・交通費等）は、実習生が全額負担します。
- 通退勤途上および作業中の不慮の事故に関しては、保険に加入しますので貴社には一切御迷惑をおかけいたしません。



卒業生の就労先

- ★ 有明ライトハウス
- ★ イオン天草SC
- ★ 杉元水産
- ★ 船崎水産
- ★ ホワイト急便
- ★ ドラッグストアコスモス
- ★ 門築農園 など

※障がい者を雇用される会社は公的な助成制度が利用できます。



連絡先

熊本県立天草養護学校

〒863-0005 熊本県天草市本町新休972

TEL 0969-23-0141

FAX 0969-22-5673

MAIL amakusa-s@pref.kumamoto.lg.jp

H P <http://www.higo.ed.jp/sh/amayogo/>

担当 進路指導主事 西村 亮

ご協力よろしく願いいたします。

障がい者雇用に関する 支援制度について

**ハローワーク
就業・生活支援センター**

◎ハローワークからのご案内

(1) 各種助成金制度についてのご案内

ハローワークでは積極的に障害者の方をご採用いただいた事業所様に対し助成金をご案内することで障害者の就職促進を図っています。ここでは障害者雇用に係る助成金の中でも特にご案内の頻度が多いものをご紹介します。今後障害者雇用をご検討いただく際の一助となれば幸いです。

①特定求職者雇用開発助成金

「特定求職者」を継続して雇用する労働者としてハローワーク等からの紹介で雇入れた事業主に対して、賃金の一部を助成するものです。ここで言う「特定求職者」とは「就職が特に困難な者」を指し、障害者（身体・知的・精神の3障害）のほか60歳以上の方や母子家庭の母等も含まれます。雇入れに係る助成金としては対象労働者の範囲が幅広く、申請件数が最も多い助成金でもあります。

障害の種類・程度や労働時間等によって助成可能な上限額が変わります。

雇入れから6カ月経過後の1ヵ月間が申請期間となります。

②発達障害者雇用開発助成金

発達障害者の雇用を促進し職業生活上の課題を把握するため、発達障害者をハローワーク等からの紹介で常用雇用労働者として雇入れる事業主に対して助成します。

ご利用される事業主様には、雇用された発達障害者に対する配慮事項等についてご報告いただく必要がございます。また、雇入れから6ヶ月後にハローワーク職員等が職場訪問を行います。

③難治性疾患患者雇用開発助成金

難病をお持ちの方の雇用を促進し職業生活上の課題を把握するため、難病のある人をハローワーク等からの紹介で常用雇用労働者として雇入れる事業主に対して助成します。

ご利用される事業主様には、雇用された難病のある方に対する配慮事項等についてご報告いただく必要がございます。また、雇入れから6ヶ月後にハローワーク職員等が職場訪問を行います。

④障害者初回雇用奨励金（ファースト・ステップ奨励金）

中小企業における障害者雇用を促進するため、障害者雇用の経験のない中小企業（障害者の雇用義務制度の対象であり、56～300人規模の中小企業）が初めて身体障

害者、知的障害者及び精神障害者を雇用した場合に支給される奨励金です。また、対象労働者を雇入れ日の前日までの過去３年間に障害者雇用の実績が無い事業所も含まれます。

※各種助成金の支給には支給要件がございます。詳しくはハローワーク求人・専門援助部門までお問い合わせください。

（２）障害者雇用率制度についてのご案内

障害者法第３７条は、事業主に対し障害者に雇用の場を提供する連帯責任を要請しています。この連帯責任は、原則としてすべての事業主によって平等に負担されるべきであり、障害者に一定の雇用の場を確保するためには、各事業主がその雇用する労働者数に応じて連帯責任を分担するのが合理的であり、ここに**雇用率**という考え方が生み出されました。

現行の法定雇用率は**１．８％**となっており、５６人以上の常用雇用労働者を有する事業所から１名以上の障害者雇用義務が生じます。

この法定雇用率を満たさない事業主に対しては、雇用する障害者が１人不足するごとに１月あたり５万円を徴収し（**障害者雇用納付金制度**）、それを原資として法定雇用率を越えて障害者を雇用する事業主に対する**障害者雇用調整金**（超過１人につき１月あたり２万７千円）等の助成金を支給するという仕組みを設け、事業主間の経済的負担の調整を図ってきました。

障害者雇用納付金の徴収は、昭和５２年以降、経過措置として常用雇用労働者を３０１人以上雇用する事業主のみを対象としてきましたが、近年、障害者雇用が着実に進展する一方で中小企業における障害者雇用状況の改善が遅れており、障害者の身近な雇用の場である中小企業における障害者雇用の促進を図る必要があることから、以下のように障害者納付金制度の対象事業主の拡大が図られることとなりました。

平成２２年７月から、常用雇用労働者が２０１人以上３００人以下の事業主 平成２７年４月から、常用雇用労働者が１０１人以上２００人以下の事業主
--

事業主の皆さまにおかれましては当該制度の趣旨を御理解いただき、積極的に障害者雇用をご検討いただければと存じます。

障害者雇用に関するご相談や求人の提出についてはハローワークまでご相談いただきますようお願い申し上げます。

このチラシは対象労働者の雇入れ日（アルバイト、試用期間等を含め最初に出勤した日）が平成21年2月6日以降の事業主に対する支給額が記載されています。

高年齢者、障害者等の就職困難者をハローワーク等の紹介により
継続して雇用する事業主をサポートします！！

特定就職困難者雇用開発助成金のご案内

特定就職困難者雇用開発助成金とは・・・

障害者などの就職困難者をハローワーク又は有料・無料の職業紹介事業者の紹介により継続して雇用する労働者（一般被保険者）として雇い入れる事業主に対して、賃金相当額の一部の助成を行います。

特定就職困難者雇用開発助成金の支給額は・・・

対象労働者に支払われた賃金相当額の一部として下表の金額が助成されます。
6か月ごとの支給対象期に分けて支給されます。
※（ ）内は中小企業に対する支給額です。

対象労働者（一般被保険者）	支給額	助成対象期間	支給対象期ごとの支給額
高年齢者（60歳以上65歳未満）、 母子家庭の母等 ※	50(90)万円	1年	第1期25(45)万円 第2期25(45)万円
身体・知的障害者 ※	50(135)万円	1年（1年6か月）	第1期25(45)万円 第2期25(45)万円 第3期 (45)万円
重度障害者等（重度障害者、45歳以上の障害者、精神障害者） ※	100(240)万円	1年6か月（2年）	第1期33(60)万円 第2期33(60)万円 第3期34(60)万円 第4期 (60)万円
高年齢者（60歳以上65歳未満）、 母子家庭の母等（短時間労働者）	30(60)万円	1年	第1期15(30)万円 第2期15(30)万円
障害者（短時間労働者）	30(90)万円	1年（1年6か月）	第1期15(30)万円 第2期15(30)万円 第3期 (30)万円

※短時間労働者を除く

中小企業とは

業種ごとに下表に該当するものをいいます。

小売業・飲食店	資本金若しくは出資の総額が5千万円以下又は常時雇用する労働者数50人以下
サービス業	資本金若しくは出資の総額が5千万円以下又は常時雇用する労働者数100人以下
卸売業	資本金若しくは出資の総額が1億円以下又は常時雇用する労働者数100人以下
その他の業種	資本金若しくは出資の総額が3億円以下又は常時雇用する労働者数300人以下

ご確認下さい！



◇ 受給できる事業主 ◇

以下のすべてに該当する事業主です。

- ① 雇用保険の適用事業主であること。
- ② 対象労働者（雇入れられた日現在における満年齢が65歳未満の者に限る。）をハローワーク又は適正な運用を期すことのできる有料・無料の職業紹介事業者の紹介により、雇用保険の一般被保険者として雇い入れる事業主であること。（次頁◇対象労働者◇参照）
- ③ 対象労働者を助成金の受給終了後も雇用保険の一般被保険者として引き続き相当期間雇用することが確実であると認められる事業主であること。
- ④ 資本、資金、人事、取引等の状況からみて対象労働者を雇用していた事業主と密接な関係にある事業主でないこと。
- ⑤ 対象労働者の雇入れ日の前後6か月間に事業主の都合による従業員の解雇（勧奨退職を含む。）をしていないこと。
- ⑥ 対象労働者の雇入れ日の前後6か月間に倒産や解雇など特定受給資格者となる離職理由の被保険者数が対象労働者の雇入れ日における被保険者数の6%を超えていない（特定受給資格者となる離職理由の被保険者が3人以下の場合を除く。）こと。
- ⑦ 対象労働者の出勤状況及び賃金の支払い状況等を明らかにする書類（労働者名簿、賃金台帳、出勤簿等）を整備・保管し、速やかに提出する事業主であること。

◇ 受給するための要件 ◇

上記に該当する事業主であって、以下のいずれにも該当しないことが受給するための要件となります。
該当する場合は、特定就職困難者雇用開発助成金（以下「助成金」という）の支給は行われません。

- ① 対象労働者がハローワーク等の紹介以前に雇用（研修・アルバイト・ボランティアを含む）されていた場合、又はハローワーク等の紹介以前に雇用の予約があった対象労働者を雇い入れる場合
- ② 助成金の支給対象期間中、対象労働者を事業主の都合により解雇（勧奨退職を含む）した場合
- ③ 雇入れ日の前日から過去3年間に職場適応訓練（短期の職場適応訓練を除く。）を受け、又は受けたことのある者を当該職場適応訓練を行い、又は行った事業主が雇い入れる場合
- ④ 雇入れ日の前日から過去3年間に雇用関係、出向、派遣又は請負により雇入れに係る事業所において就労したことのある者を、再び同一事業所に雇い入れる場合（障害者トライアル雇用後の雇入れを除き、トライアル雇用後に常用雇用した場合を含む）
- ⑤ 対象労働者に対する支給対象期についての賃金を、支払期日を超えて支給申請を行うまでに支払っていない場合（時間外手当、深夜手当、休日出勤手当等を法定どおり支払っていない場合を含む。）
- ⑥ ハローワーク等の紹介時点と異なる条件で雇入れた場合で、対象労働者に対し労働条件に関する不利益、又は違法行為があり、かつ、当該対象労働者から求人条件が異なることについての申し出があった場合
- ⑦ 労働関係法令違反等を行っている場合
- ⑧ 助成金の支給を行う際に、雇入れに係る事業所において成立する保険関係に基づく前々年度より前のいずれかの年度に係る労働保険料を滞納している場合
- ⑨ 偽りその他の不正行為により本来受けることのできない助成金等を受け、又は受けようとしたことにより3年間にわたる不支給措置が執られている場合
- ⑩ 労働関係法令の違反を行っていることにより助成金を支給することが適切でないものと認められる場合

～ご注意～

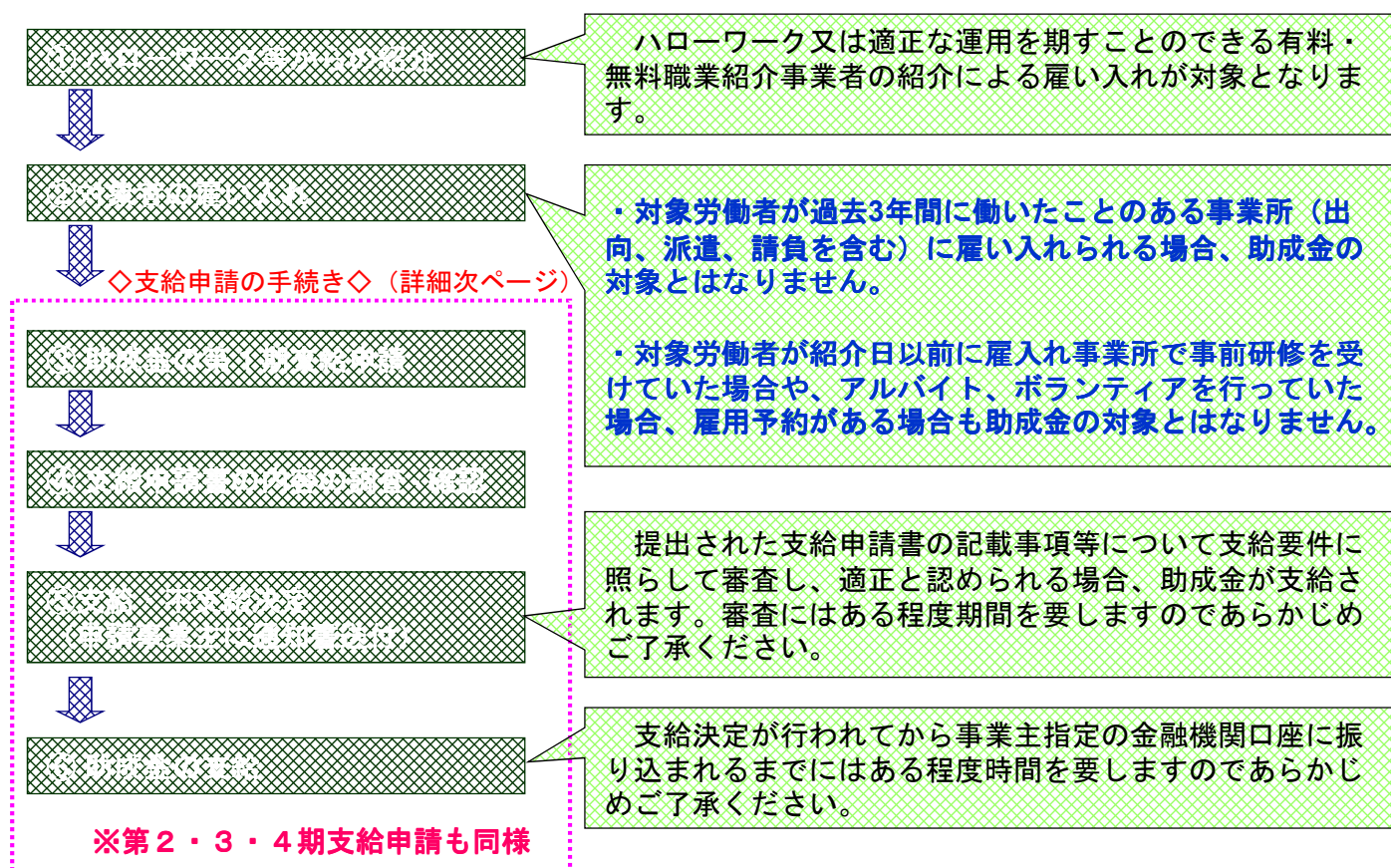
ここでいう「雇入れ日」は、雇用契約における雇入れ日とは異なる場合がありますので（事前研修を行った場合など）、都道府県労働局又はハローワークにご確認下さい。

◇ 対象労働者 ◇

対象労働者（雇入れ日現在の満年齢が65歳未満の者に限る）	
イ 60歳以上の者	リ 沖縄失業者求職手帳所持者（45歳以上）
ロ 身体障害者	ヌ 漁業離職者求職手帳所持者（45歳以上）
ハ 知的障害者	ル 手帳所持者である漁業離職者等（45歳以上）
ニ 精神障害者	ヲ 一般旅客定期航路事業等離職者求職手帳所持者（45歳以上）
ホ 母子家庭の母等	ワ 認定港湾運送事業離職者（45歳以上）
ヘ 中国残留邦人等永住帰国者	カ その他就職困難者（アイヌの人々：北海道に居住している者で45歳以上の者であり、かつハローワークの紹介による場合に限る。）
ト 北朝鮮帰国被害者等	
チ 認定駐留軍関係離職者（45歳以上）	

- ※ アイヌの人々：「人権教育の為に国連10年」に関する国内計画（平成9年7月公表）に用いられている用語
- ※ 上記に該当する者であっても、職業紹介を受けた日に雇用保険の被保険者である等失業等の状態にない者の場合は対象となりません（重度障害者、45歳以上の障害者、精神障害者を一週間の所定労働時間が30時間以上で雇入れた場合を除きます。）。
- ※ 「雇用給付金取扱職業紹介事業者の標識を掲げる有料・無料の職業紹介事業者」の紹介による場合は上記の力に該当する者以外の者を雇入れた場合に対象となります。

◇ 支給申請の流れ ◇



助成金の支給申請から支給決定までの間及び支給終了後において総勘定元帳などの帳簿の提示を求めることがあります。

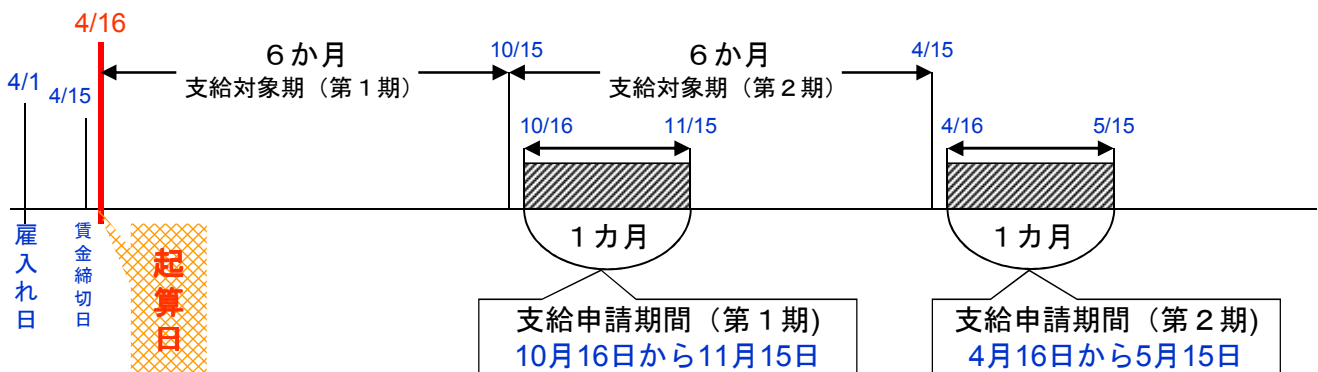
◇ 支 給 申 請 の 手 続 き ◇

- (1) 第1回目の支給申請期間期間
起算日から6か月経過した後1か月以内
- (2) 第2回目の支給申請期間期間
起算日から1年経過した後1か月以内
- (3) 第3回目の支給申請期間期間
起算日から1年6か月経過した後1か月以内
- (4) 第4回目の支給申請期間期間
起算日から2年経過した後1か月以内

起算日とは、賃金締切日が定められている場合は雇入れの日の直後の賃金締切日の翌日、賃金締切日に雇入れられた場合は雇入れ日の翌日、賃金締切日の翌日に雇入れられた場合は雇入れの日となります。

- 第1回目の支給申請がなされていない場合でも、第2回目以降の支給申請は行えます（ただし、第1回目分は支給されません）。
- 支給申請期間内に申請が行われない場合、原則として支給を受けることができませんので、注意してください。

(例) 4月1日に中小企業が高齢者を雇入れた場合。



「支給申請にあたって」ご注意！

対象労働者が支給対象期の途中で事業主都合で離職した場合は、当該支給対象期については助成金の支給を受けることはできません。また、既に支給が行われた助成金についても返還を求めることがあります。

～ご注意～

- 同一の事由により、中小企業基盤人材助成金、求職活動等支援給付金等の支給を受けた場合は、助成金は支給されません。
- この助成金を受給した事業主は国の会計検査の対象になることがありますのであらかじめご了承ください。検査の対象となった場合は、ご協力をお願いします。
また、検査には関係書類が必要となりますので、関係書類については、支給の日が属する年度の翌年度の初日から起算して、5年間整理保存しておいてください。
- 偽りその他不正な行為によって助成金の支給を受け、または受けようとした場合は、不支給決定又は支給決定の取消しが行われます。この場合、すでに支給された助成金については全額を返還していただくとともに、不支給決定又は支給決定の取消しを受けた日以後3年間は各種助成金の支給を受けることができません。また、詐欺罪等により刑罰に処される場合があります。

助成金の受給に当たっては、このリーフレットに記載があるほか、各種要件がございますので、ご不明な点については、最寄りのハローワークまたは各都道府県労働局（職業安定部）へお問い合わせください。

熊本県天草障がい者就業・生活支援センター

平成22年4月1日指定

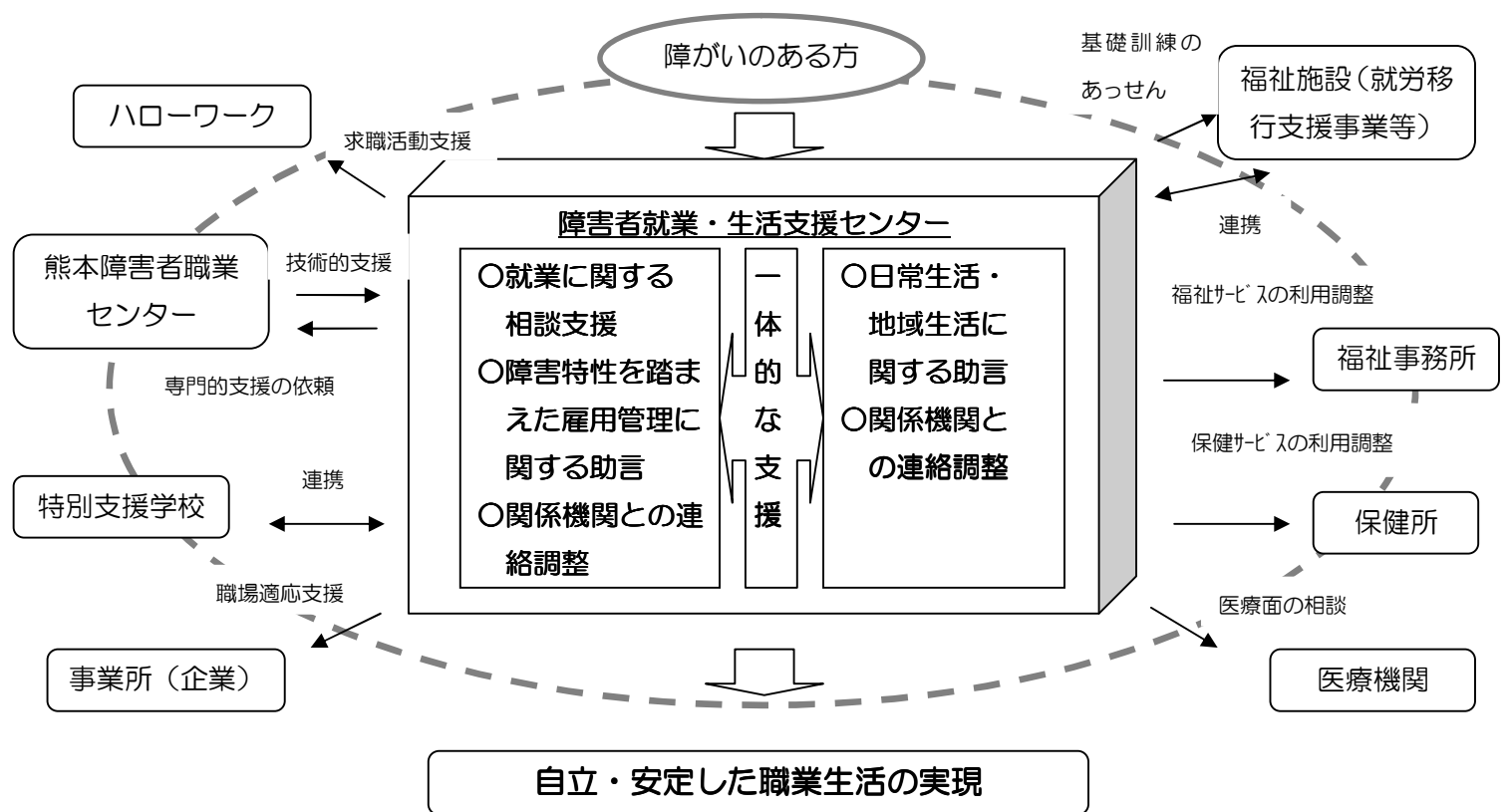
指定法人：社会福祉法人弘仁会

就職を希望されている障害のある方、あるいは在職中の障害のある方が抱える課題に応じて、雇用及び福祉の関係機関との連携の下、就業面及び生活面の一体的な支援を行います。

支援対象地域：天草地域（天草市、上天草市、苓北町）

スタッフ：センター長（サポートセンターゆうすい 施設長兼任）

主任就業支援ワーカー、就業支援ワーカー、生活支援ワーカー



◆平成22年度の活動状況

登録状況	相談件数	基礎訓練のあっせん	実習件数	就職件数	事業所（企業）相談件数
98	2,332	5	20	16	200

◆平成23年度からの取り組み

就業中の方の職場でのスキルアップ、余暇支援のための在職者交流会の開催。

年5回、地域別で開催予定。（活動内容は、ビジネスマナー研修等）

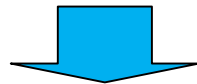
就労支援の流れ（例）

福祉施設事業所
で訓練中の方

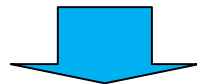
特別支援学校
等の在校生

離職された方
在宅の方

求職活動の準備ができて、一般就労の可能性が見えてきたら



就業・生活支援センターへ登録。求職相談。支援の方向性検討。



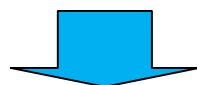
- ・ハローワークへ求職登録
- ・企業での体験実習（職務試行法等）
- ・雇用前実習（ジョブコーチ支援付）
- ・トライアル雇用

職務試行法とジョブ
コーチ支援事業は、
熊本障害者職業セン
ターの制度です。

実習前後に、事業所で関係機関
とケース会議（打合せ）を行う
場合もあります。



就 職



関係機関と連携、役割分担をしながら、職場定着支援。

●障害者試行雇用（トライアル雇用）事業

事業主と有期雇用契約を締結し、3ヶ月間の試行雇用を行います。就職に対する不安を軽減し、事業主と障がいのある方の相互理解を深め、その後の常用雇用を目指します。

実施した事業主に対しては、トライアル雇用終了後、トライアル雇用奨励金が支給されます。奨励金の額は、対象者1人当たり1ヶ月40,000円です。

対象事業所には、過去6ヶ月の間に労働者の解雇を行っていないこと等、一定の要件がありますので、ハローワークへお問い合わせください。

相談窓口：ハローワーク（公共職業安定所）

●職場適応援助者（ジョブコーチ）による支援事業

事業所にジョブコーチを派遣し、障がいのある方や事業主に対して、雇用の前後を通じて障がい特性を踏まえた直接的、専門的な援助を実施します。

ジョブコーチは、熊本障害者職業センターの他に、本渡通勤寮（天草地区が支援対象）にも配置されています。

詳しくは、別紙のリーフレットをご覧ください。

相談窓口：ハローワーク（公共職業安定所）

熊本障害者職業センター

●職務試行法

実際の職場をお借りして、作業能力や労働習慣などの、就職に必要な力を確認する実習制度です。実習後、必ずその事業所に雇用されるわけではありません。

期間は、3週間以内（最大18日）です。実施中は、障害者職業カウンセラーが実習の状況などを確認します。

詳しくは、別紙のリーフレットをご覧ください。

相談窓口：熊本障害者職業センター

●職場復帰（リワーク）支援

うつ病等により、休職されている従業員の方に対し、主治医や事業所と協力しながら職場復帰のためのウォーミングアップを行うとともに、事業所に対し、復職に係る専門的な援助を行うことにより、従業員の方が円滑に復職できるよう支援を行います。

詳しくは、別紙のリーフレットをご覧ください。

相談窓口：熊本障害者職業センター

障がい者雇用に関する相談窓口

◆天草公共職業安定所（ハローワーク天草）	Tel 0969-22-8609
◆熊本障害者職業センター	Tel 096-371-8333
◆熊本高齢・障害者雇用支援センター	Tel 096-311-5660
◆熊本県天草障がい者就業・生活支援センター	Tel 0969-66-9866

障害のある人が普通に暮らせる地域づくりを目指す

市町・県等へ提案

全体会議

・地域関係者に対する普及啓発、地域関係者との課題

報告

提案

運営会議

・協議会全体の方向性や日程等について核となるメンバーで協議、定例会の準備等。

課題等

専門部会

・専門分野における継続的な調査検討、研究、連絡調整、課題別検討会等議論を深める。

児童部会

就労部会

地域生活部会

集約

報告

報告・提案

定例会

・相談支援事業者の報告を中心とした地域の現状・課題等について、地域の関係者で定期的に情報を共有する。(報告会)

※ 必要に応じて専門部会を追加、分化、統合していく。

※ また、必要に応じてメンバーの追加や入れ替えも随時行う。

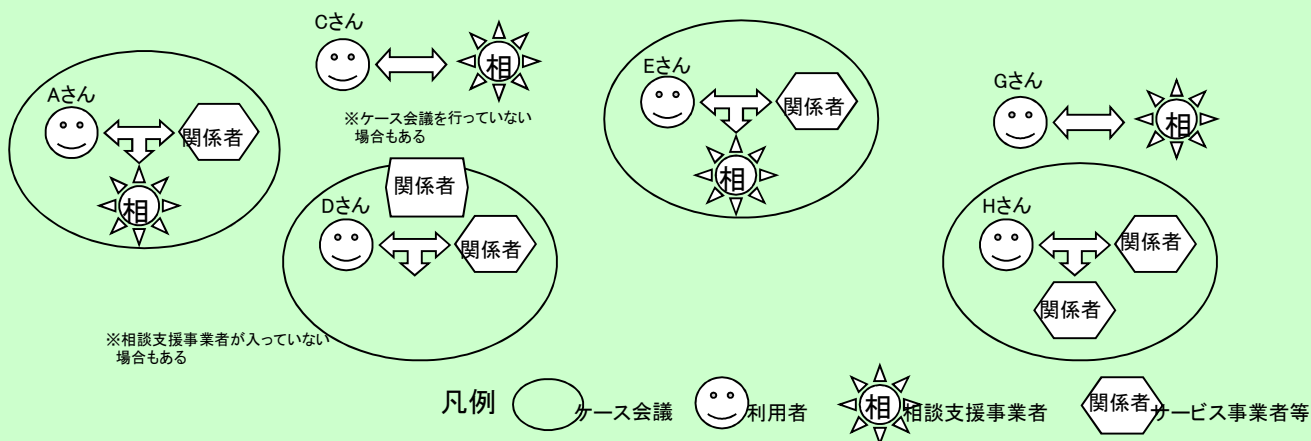
支援上の

報告・提案

報告・支援

個別支援会議等

・個人の課題を解決するため、個別支援計画、支援体制の役割分担を調整・地域課題の確認



天草地域自立支援協議会(就労部会) 関係機関名

No.	団体・事業者名	住所	備 考
1	天草地域振興局 福祉課	天草市	
2	天草保健所 保健予防課	天草市	
3	熊本県立天草養護学校	天草市	
4	天草公共職業安定所	天草市	
5	熊本県天草障がい者就業・生活支援センター	天草市	
6	苓南寮	天草市	
7	天草更生園	苓北町	
8	第二苓山寮	天草市	
9	かしの木学園	天草市	
10	本渡通勤寮 相談支援センター	天草市	
11	やじろべえ	天草市	
12	みやおみやおベーカリー	天草市	
	八百すて		
	アナザーページ		
13	すとりーはっと	天草市	
14	就労サポートセンター ピーす	天草市	
15	障害者支援センター のぞみ	天草市	
16	障害者支援センター ぴゅあ	天草市	
17	天草ポランの広場	天草市	
18	どんぐり村	上天草市	
19	ワークショップひなたぼっこ	天草市	
20	河浦きぼうの家	天草市	
22	ひまわりの家	苓北町	
23	天草きぼうの家	天草市	
24	ひだまりの家	天草市	
25	天草市障害福祉主管課	天草市	
26	苓北町障害福祉主管課	苓北町	
27	上天草市障害福祉主管課	上天草市	